

2008年4月18日

福島県労働福祉協議会
会長 羽田 則 男 様

提 言 書

(仮称)「福島県労福協ライフサポートセンター」研究会
座 長 馬 目 重 信

福島県労働福祉協議会の第46回通常総会(2007.5.24)で、退職者・高齢者に加え、現役労働者と福祉事業団体が一体となり、生きがい支援を目的とする、「ライフサポートセンター(生涯生活支援センター)」の立ち上げに向けて研究することが決定されました。

総会終了後直ちに、研究会構成団体並びにメンバーの選定が行われ、年度内提言を目標に精力的に研究会を開催してきました。

以下、総会での方針の下、協議、検討、学習会、視察、経験交流などを行い、提言をとりまとめましたので、報告いたします。

1. 「研究会」の構成

	氏 名	役 職
座 長	馬 目 重 信	県労福協副会長
委 員	石 原 浩 二	連合福島副事務局長
委 員	遠 藤 健	東北労金県本部次長
委 員	渡 辺 秀 雄	全労済県本部主査
委 員	佐 藤 一 夫	県生協連事務局長
委 員	大 倉 冬 樹	県高退連事務局長
事務局	菅 野 敏 夫	県労福協事務局長
事務局	大 波 秀 行	県労福協事務局次長
事務局	岩 井 修 一	県労福協事務局次長
事務局	安 齋 秋 枝	県労福協幹事

2. 「研究会」の開催

第1回	2007年 8月 3日	10:30	福島県労働福祉会館
第2回	2007年 9月 27日	10:30	福島県労働福祉会館
第3回	2007年 11月 1日	10:30	福島県労働福祉会館
第4回	2007年 11月 29日	10:30	福島県労働福祉会館
第5回	2007年 12月 17日	15:00	福島県労働福祉会館
第6回	2008年 1月 31日	10:30	福島県労働福祉会館
第7回	2008年 2月 27日	10:00	福島県労働福祉会館
第8回	2008年 3月 24・25日	視察研修	石川県労福協
第9回	2008年 4月 10日	12:00	福島県労働福祉会館

3. 提言にあたって

(1) 第39回通常総会(2000年5月25日)における、福島県労福協・勤労者生涯福祉センター(略称「労福協サポート」)の設立経過について

① 設立の背景

急速に進む少子・高齢社会の中で、1998年度の出生率は1.72人となり、また、高齢化率は19%台に突入、この傾向は今後ますます強まるものと思われていました。

そのため、介護される人々が増大する一方、少子化による介護の担い手が減少し、家族の介護問題を避けて通れない時代を迎え、緊急を要する課題とされてきました。

このような背景の中、老後の介護を社会全体で支えようとする「公的介護保険法」が、2000年4月からスタートしました。

スタートと同時期に、「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され、私達労働団体や福祉事業団体など非営利団体も「介護事業」などの収益事業に参画できるようになりました。

さらに、これまで労働団体はじめ事業団体が社会貢献活動(事業)を通して、高齢者福祉運動を積極的に推進しそれぞれの役割を担ってきており、今後の事業推進に大きな期待が寄せられていました。

以上の背景から「労福協サポート」の設立に向けて検討され、当面、実施可能な事業として、収益を伴わない「総合相談・情報提供サービス事業」と「紹介・斡旋サービス事業」に絞って取り組むことを決定し「労福協サポート」は今日に至っています。

② 目的

県労福協第39回通常総会で、仮称「福島県勤労者生涯福祉センター設立検討委員会」からの答申を受け、少子・高齢社会の到来に対し「社会連帯・共助のシステムづくり」に自ら参画し、「高齢者の自立支援」と「組合員、その家族の生活支援」を目的に「介護サービス事業」に取り組むことは、非営利組織の労働団体、福祉事業団体としての大切な使命と役割であることを基本目的とすることを確認しました。

③ 事業内容

高齢者を抱える組合員とその家族の悩みごと・困りごとなど、何でも相談では「総合相談・情報提供サービス事業」として、介護サービス事業などの専門的な相談では「紹介・斡旋事業」として取り組むとしています。

なお、「総合相談・情報提供サービス事業」については総合相談、年金・保険相談、医療相談、保健・介護相談、住宅相談に分け、専門相談員が全県対象に無料で実施することなども確認されています。

④ 設立と将来の方向

第39回総会では「福島県労福協・勤労者生涯福祉センター」の設立を確認。このセンターは、当面、県労福協運動（活動）の一環として取り組み、その間、実績を積み上げ2年後を目途にNPO法による団体取得をめざすという方向性も確認しています。

- (2) 以上を踏まえ「労福協サポート」が設立され、事業目的の遂行に向け取り組みが進められてきました。しかし、「介護サービス事業の紹介・斡旋」は、医療機関をはじめNPO団体などが本格的に事業を展開し、一つの産業となり今日に至っています。

「総合相談・情報提供サービス」事業については、開設依頼7年、多くの県民の皆さんから各種相談の拠り所としての役割を果たしてきており、とくにこの間、多重債務問題が顕在化し大きな社会問題となったことから、解決に向けた助言や関係機関とのネットワークも築くことができました。

4. 「労福協サポート」事業の拡充発展をめざして

取り巻く社会環境の変化に対応するため、連合、労福協、労金、全労済においては地域自主福祉活動の重要性を認識し、勤労者の暮らしにかかるサポート事業「ワンストップサービス（総合生活支援サービスセンター体制）」の設置に向けた4団体合意（2005.8.25）がなされました。

同時に、中央労福協は退職者・高齢者の生きがい支援と現・退一致の方針に基づく活動づくりをはじめとした、地域活動の拠点となる「ライフサポートセンター（生涯生活支援センター）」を「勤労者の暮らしにかかるサポート事業」の重要な柱として、全国的な事業展開を提起しました。すでに趣旨を踏まえて設立された「ライフサポートセンター」が全国各地で活動を開始しています。

福島県労福協としては、現在の「勤労者生涯福祉センター（労福協サポート）」をさらに取り巻く環境の変化に対応できる充実したセンターにすることが当面の課題であることを踏まえ、以下の提言をいたします。

【 提 言 】

1. 取り巻く社会環境（背景）

（1）実感できない景気・経済の回復

日本経済は改善し景気は回復傾向にあるといわれています。しかし、一部大企業の空前の利益はグローバル化や企業間競争の名の下で、内部留保や株主への還元にしかな向けられていません。

勤労者への労働分配率は減少しつづけ、年収が前年を下回り、可処分所得が減少し続け勤労者は景気回復を実感できない現状にあります。圧倒的大多数を占める地域の中小・零細企業と関連下請企業も、勤労者同様大企業の業績回復に連動した景気循環作用が影響せず、依然、先行きは不透明な厳しい環境下であり地域経済の停滞が継続しています。

（2）人口減少と少子高齢化、団塊世代の大量退職

- ① 福島県の平成 17 年の人口は 209.1 万人で、出生率は 1.49 人、過去 10 年間で 4.2 万人の人口が減少しています。国立社会保障人口研究所発表によれば 2035 年までの（30 年後）将来推計人口は、21.2%減少（160 万人台）すると予測されています。これは全国 15 番目の減少率と予測され、わが県も急速に人口減少がすすむことを示しています。
- ② 加えて、高齢化率は平成 16 年が 22.1%で全国 21 番目、平成 19 年は 23.7%となり確実に高齢化率は上昇傾向を示しています。
- ③ 同時に、3 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢者地域となっています。一方、世帯数は逆に 2 桁近い増加（108.3%）を続けており、人口減少、高齢化の中で核家族化が進み「一人暮らし、二人暮らし」の高齢者世帯が急増していることも見逃せません。
- ④ 団塊世代を含む 5 歳階級（1947 年～1951 年生まれ）の雇用者は全国で約 702 万人、福島県では 12.4 万人となっており、勤労者の 11.5%を占める退職者が出るのが予想されます。

（3）労働者の組織率低下と組織拡大運動の再構築。進む雇用の「二極化」

- ① 労働組合の組織率は、2007 年調査で全国が 18%、福島県は 18.2%と低下に歯止めがかかったとは言えず、5 人に 1 人を切る組織状況にあります。
加えて、増加する労働者の雇用の二極化が進み「正社員の減少」と非正規労働者の増加で、組織化も厳しい環境にあります。今日の減少が継続していくとすれば労働組合（労働団体）の社会的影響に懸念が生じることも予想される状況にあります。
- ② 雇用状況は、最近の動向として全国の完全失業率が 3.8%～4.0%前後の水準で推移しています。しかし、有効求人倍率では全国で 1.0 倍台にあるものの、福島県は全国平均を下回り、景気・雇用回復に結びつかない現状にあります。労働力でも都市部は 1.0 倍を上回る状況で労働力不足が生じ、雇用面の地域格差も大きくなっています。数字の上で改善が見られるものの、労働力は非正規労働者中心で安定した雇用環境とはいえない実態にあります。

(4) 社会保障制度、将来不安の増大

公的介護保険法が施行され、7年を経過するが、勤労国民（県民）生活を支える、年金・医療・介護など抜本的な改正をするどころか、「高負担・低福祉」への改悪と切り捨てが進められ、将来不安が増大し安心・安定、快適な生活と社会保障制度を求める声が日増しに高まっています。したがって、急速な高齢社会や核家族化が進行することからそれらの対策は急務となっています。

(5) 地域再生への発信者と担い手

家族の絆や地域の支えあいなど、日本の伝統的な生活基盤が崩壊の危機に直面しています。いじめ、自殺者の増大、子育ての放棄や児童虐待、高齢者の孤独死など社会は荒廃の一途にあり危機的状況といわざるを得ません。

働いても生活できないワーキングプアやネットカフェ難民といわれる貧困層の拡大、多重債務者の増加、高齢者を狙った悪質商法による割賦販売による被害者の増加など、今日の社会の荒廃は深刻な状況にあります。

課題と正面から向き合い、現在を含む将来に向けた地域の支えあう社会の再構築が緊急課題となっています。この危機的状況に対しその発信者と担い手が必要とされています。

2. ライフサポート事業（活動）と位置付け

(1) 勤労者の福祉の充実・向上をめざし、時代のニーズに対応した事業の展開が求められ、取り巻く環境の通り課題は山積しています。将来への不安と悩みはますます増幅することが想定されます。

この状況を変えていく任務が我々に求められています。労福協加盟の各団体は、より一層団体間の連携を図り、その原動力となる勢力であることを自覚し、積極的に支援を担う組織となるべきであります。

(2) ライフサポート事業への参加団体は、相互に連携し合い現職組合員・退職者をはじめすべての勤労県民が、日常利・活用できるサービスを提供していくように努めるべきであります。

(3) ライフサポート事業（センター）の位置付けと基本課題

この事業(センター)の位置付けは、当面県（地区・支部）労福協の一部門の事業として位置付け、事業の中心課題は下記の内容としモデル事業やモデル地区の選定を行なうなど、できることから実践することが望ましいと考えます。

- ① 地域で生きがいある生活の充実と生涯福祉の向上をめざす取り組み
- ② 勤労県民との提携をはかり、暮らし全般に関わる相談の拠点（拠所）としての機能が発揮できる取り組み
- ③ 新しい事業は加盟団体間の密接な提携の下に、情報並びにサービスを提供することで、福祉事業団体の推進に寄与できる取り組み
- ④ 事業の選定と推進にあたっては、既存の組織・団体、グループがすでに様々な活動を展開していることを踏まえ、共存・相互発展の視点で事業の発展を期していくことが望ましい。

3. ライフサポートセンター事業（活動）への参加団体

県労福協加盟団体、友好・友誼団体の参加と協力により事業（活動）を展開していくことが望ましい。

4. 具体的な事業（活動）

取り巻く環境、「サポートセンター」事業の任務と役割にふさわしい具体的な事業展開として、当面は（１）生活安心ネットワーク事業、（２）文化・ボランティア事業を中心に展開すべきであります。

（１）生活安心ネットワーク事業

① 現在実施している「労福協サポート」の相談事業を拡充発展
3. 提言にあたっての（１）、（２）（参照）

② 相談体制の確保

現在の「労福協サポート」窓口に加え、想定される幅広い相談に対応可能なスタッフの確保に努めると同時に人材の育成を目指す。

③ 相談窓口の拡充

ア 当面は現在の「労福協サポート」フリーダイヤル相談をメインとし、将来は県サポートセンター、地域サポートセンターへと「点から面への展開」に拡充できるよう体制確立を目指す。同時に、フリーダイヤル（県労福協、連合福島）の有効活用で専門スタッフ（または加盟団体の専門分野へ）とのネットワーク化の検討をすすめる。

イ 現在のホームページの有効活用と携帯電話からの相談サイトの立ち上げなど、検討を行う必要がある。

ウ 相談室の確保については体制確立と平行し継続して検討を行う。当面はケースバイケースで対応する。

（２）文化・ボランティア事業

勤労者、退職者が健康で文化的生活が保障されるための社会的要求に応えるための各種取り組みを企画・実践します。

その具体的な目標として

① 勤労者の文化などの事業を通じ参加者相互の親睦が深まり、ひいては芸術や文化の振興に寄与する事業の展開

② ボランティアとして求められる活動、並びに必要としている課題が数多く存在していることを踏まえ、支援策と自らのやりがいを連動できる具体的テーマの検討

③ 上記の基本を踏まえた具体的な事業の提言

ア 最初に事務局メンバーが必要になることからまず「世話し隊登録」を求める。事務局メンバーとは、ある程度軌道に乗るまでの間の準備会メンバーをイメージし、当面は加盟団体のメンバーが、本来業務を兼ねながら準備をすることを想定している。

イ 現在地域にある施設の有効活用に主眼をおく。また、当面は、各団体が所有するパソコンをはじめとする事務機器や、自動車など必要に応じた提供・活用で対処していく。

ウ 地元の市民団体やNPO団体などとのネットワークを構築し、情報交換の場を設ける。また、地域や退職者のニーズを把握するため、県高退連加盟の皆さんへのアンケート調査や、各加盟組織の退職者会の現状、ろうきん友の会の取り組みや既存組織の実態調査を行う。

エ 各種調査活動については、集約・分析など専門家の意見も大切なことであり、地域の大学などとの協力、共同研究も視野に入れ取り組むことが必要。

【例えば】

「地域に伝わる昔話を学び伝えるサークル」「伝習玩具や遊びを学び伝えるサークル」「昔からの伝統料理を学び伝えるサークル」「聾啞者との手話コミュニケーションサークル」「畑耕し隊サークル」「実らせ隊サークル」「伝統食を守り隊サークル」「蕎麦うち隊サークル」「釣師隊サークル」「お料理し隊サークル」「からだ動かし隊サークル」「歩き隊サークル」etc

④ ボランティア事業「ライフサポーター」制度について

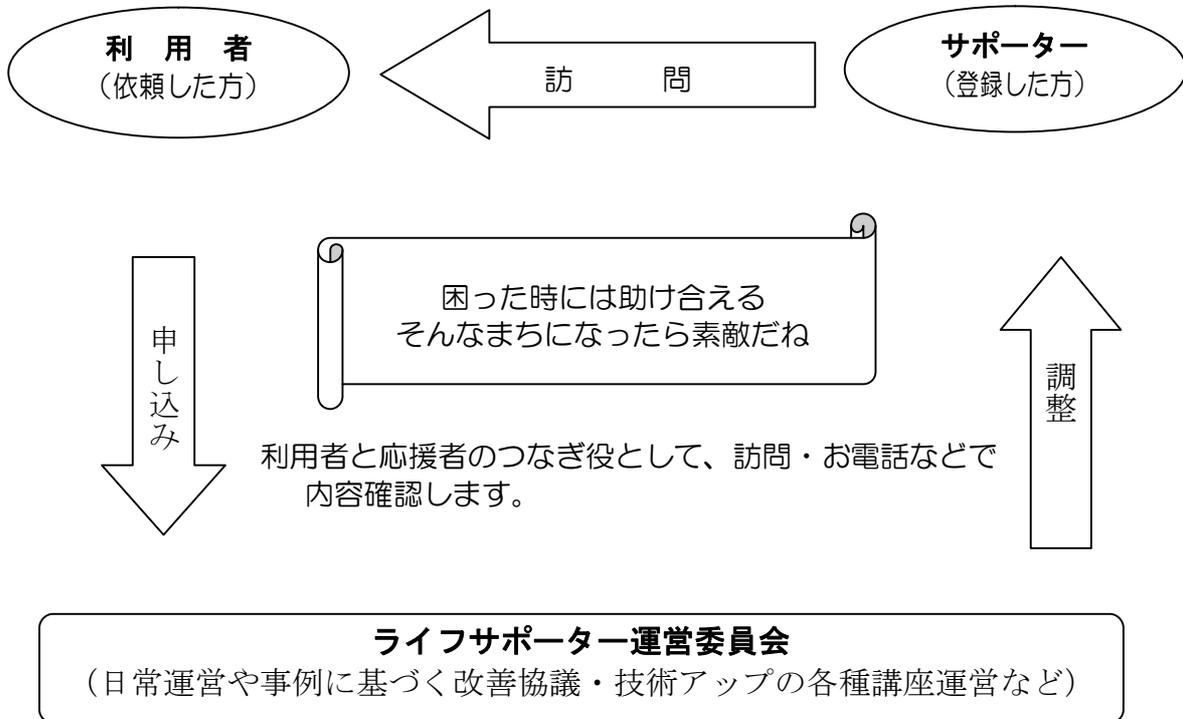
【目的】

- ◆住み慣れた地域で、誰もが安心・快適に暮らせるように！
- ◆ライフサポーターは、地域に暮らす人々が、生活者の立場で必要とするサービスを提供し、サービスを求める人々の生活を支える！
- ◆高齢者の労働を含む“生きがいづくり”を！
- ◆利用者の思いや立場を理解、同じ地域で暮らす者同士のサービス提供（＝応援）を！
- ◆人に喜んでもらえることをうれしく思う気持ちを大切に！
- ◆慣れたことばかりではないことも想定し、無理せず、やれることを、やれるだけ、を原則に！ちょっと手間がかかっても「きちんとやってくれた」、と思ってもらえることが大切。人と人との結びつきが深まる。

【具体的な例】

- ◆「困ったな、誰かの手助けが欲しいな・・・」というとき、気軽に相談を！
「簡単な庭木・植木の手入れ」「犬の散歩・猫の世話」「組立家具などの組立」「簡単な家具・建具の調整」「波板張替え」「簡単なペンキ塗り」「簡単な棚などの取替え・修理」「網戸張替え」「障子・ふすまの張替え」「水道のパッキン交換」「電球などの交換」etc
- ◆「まだまだ元気に働ける」「自分にできることで人の役に立てたら・・・」という方、ぜひ仲間になりライフサポーターとして登録を！
- ◆これは、当然既に活動しているシルバー人材センターや他のNPO団体やグループ活動との住み分けや交流が必要な事業となってくる。

《ライフサポーターのしくみ》



5. 事業の運営

当初は任意団体でスタート、将来は法人格の取得も検討されたい。

6. 財政について

当面、県労福協財政から一定額の事業予算を充てる。事業展開による資金需要については加盟団体の応分な負担を求め、中・長期的な財源確保については別途検討されたい。

7. 名称について

センターの呼称（愛称）は、現在使用中の「労福協サポート」の関係もあるので、全国的な「ライフサポートセンター」とのネットワークも考慮し決定すべきと思われる。

以上